

よくあるご質問

Q. どのような内容の研修も補助対象となるか？

A. 介護職業務と関係のない研修は対象外です。

Q. 無資格の介護職員に受講が義務づけられている認知症介護基礎研修の受講費用は補助対象となるか？

A. 対象です。(一人当たりの費用が少額のため、複数人での申請が必要です)

Q. 介護福祉士等の資格の更新費用は補助対象となるか？

A. キャリアアップの補助を趣旨としているため、資格更新は対象外です。ただし、更新ではなく、介護支援専門員の方が主任介護支援専門員研修を受講する場合等、キャリアアップにつながる事業は対象です。

Q. すでに着手している研修は補助対象となるか？

A. すでに着手している研修や、完了した研修は対象外です。着手前に申請をお願いします。

Q. 過去に同内容の研修について補助金交付を受けたが、今年度も補助対象となるか？

A. 同内容の研修がキャリアアップにつながるとは考えられないため対象外です。ただし、一人でも新規受講者が参加する場合は対象です。また、研修名称が同じであっても、研修内容が異なる場合も対象です。

Q. 介護福祉士の資格の受験料は補助対象となるか？

A. 受験料は対象外です。ただし、資格取得等に関する研修費用は対象です。

Q. 年度内に複数回補助金交付を受けることは可能か？

A. 年度内に複数回の補助金交付も可能です。(1法人あたり年間上限10万円)
なお、研修内容や参加者が同じ場合は補助対象外です。

よくあるご質問

Q. 受講者が費用を自己負担している場合の補助金額は？

A. 受講者の自己負担は、「介護サービス事業者が支出した費用(要綱第4条)」に該当しないため、その金額を除いて補助金額を計算します。

【例】事業費:13万円

(内訳:事業者負担10万円、受講者自己負担3万円の場合)

補助金額: $(13万円 - 3万円) \times 1/2 = 5万円$

Q. 市内事業所の介護職員が、同一法人内の市外事業所が主催する研修に参加する場合、その研修会の開催費用は補助対象となるか？

A. 研修の主催者が市外事業所の場合は対象外です。
ただし、資格取得カリキュラムの一環で、市外で開催される研修を受講する場合の受講費用は対象です。(開催費用は対象外)

Q. 市内事業所が主催する研修に、市外の事業所の職員が参加しても問題ないか？

A. 市内事業所が主催する研修に、市内の介護職員が受講するのであれば、同じ研修に市外の職員も参加していても問題ありません。

Q. 施設長や管理者が介護福祉士実務者研修を受ける場合、補助対象となるか？

A. 当制度はキャリアアップの補助を趣旨としているため対象外です。
ただし、施設長や管理者以外の職員も同じ研修を受講する場合は対象です。

Q. 事業所内の自主研修会・勉強会に使用するテキスト費用は補助対象となるか？

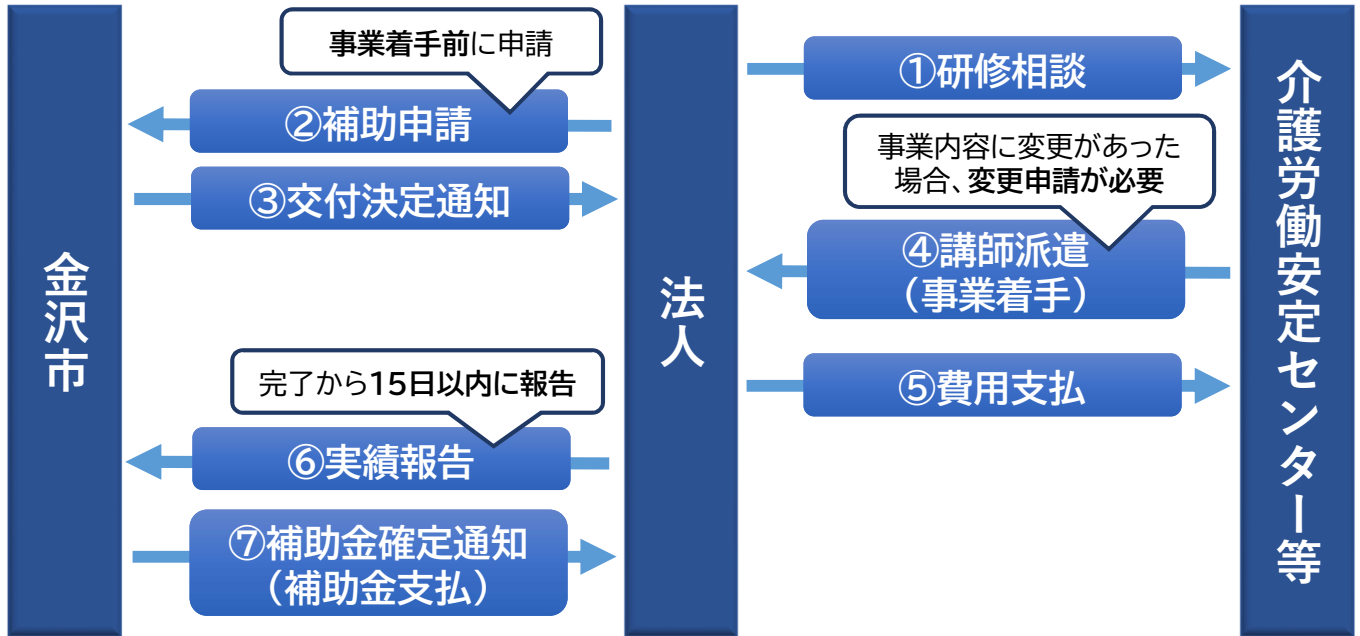
A. 外部に委託しない研修会・勉強会に関する費用は対象外です。

Q. 申請後に事業内容(金額、日付等)が変更になったが手続きは必要か？

A. 変更申請が必要です。介護保険課までご連絡ください。

補助金の申請から交付までの流れ

(例1)事業所内研修の場合



(例2)資格取得にかかる研修の場合

